

市・県民税 税の申告

申告は必ず、正しく、忘れずに

申告期間：2月12日(金)～3月15日(月) ※土・日曜日、祝日を除く。

税務課・☎2122

申告が必要な方

令和3年1月1日現在、本市に住んでいた方

◎ポイント◎

- ①収入が給与のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方や確定申告をした方は**申告不要**。
- ②収入が無い場合でも、市内に住む方の扶養親族になっていない方や国民健康保険加入者は、保険税の軽減判定などのため**申告が必要**です。

- ③公的年金収入のみの方で、医療費控除や源泉徴収票に記載されていない配偶者控除、扶養控除、障害者控除などの各種控除を受ける場合は**申告が必要**です。
- ④郵送で申告する方は、税務署、税務課、各公民館に確定申告書、市・県民税申告書、医療費控除の明細書がありますのでご利用ください。

申告は、下記のものを持って期間内に

- 申告案内はがき(届いた方)
- 印鑑
- 個人番号カード など
- 令和2年中の収入がわかるもの(源泉徴収票など)
- 国民年金保険料の領収証書(控除証明書)、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収証書
- 生命保険料、地震保険料、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料の控除証明書

▶医療費控除を申告するとき

- 医療費控除の明細書

ご注意ください!

今回から**明細書がない方は控除の適用が受けられません**ので、作成してご来場ください。従来の領収書による申告はできません。

▶配偶者控除や扶養控除などを申告するとき

- 配偶者や扶養親族の個人番号(マイナンバー)がわかるもの

▶障害者控除を申告するとき

- 障害者手帳または障害者控除対象者認定書

市・県民税の申告受付日程表

	期 日	会 場
2月	12日(金)	御厨公民館
	15日(月)～17日(水)	
	18日(木)	市民会館小ホール
	22日(月)	生涯学習センター3階
	24日(水)	
	25日(木)	
	26日(金)	市民会館小ホール

	期 日	会 場
3月	1日(月)	生涯学習センター3階
	2日(火)～4日(木)	市民会館小ホール
	5日(金)	山前公民館
	8日(月)～11日(木)	
	12日(金)	市民プラザ小ホール
	15日(月)	

受付時間

午前9時30分～11時30分、午後1時～4時※期間中は、指定の会場以外での受付は不可。

障害者控除対象者認定書の交付

元気高齢課・☎2139

障害者手帳をお持ちでなく、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の、一定の要件を満たす方に認定書を交付します。この認定書を、所得税や市・県民税の申告をする際に提示すると、障害者控除を受けられます。

控除の種別・対象

- ▶特別障害者控除＝知的障がい者(重度)、身体障がい者(1・2級)に準ずる方
- ▶障害者控除＝知的障がい者(中度・軽度)、身体障がい者(3～6級)に準ずる方

申請 申請書を同課(本庁舎1階18番窓口)
※申請書は同課または市ホームページで入手できます。
※申請後、審査があります。

申告には個人番号(マイナンバー)の記載が必要です

申告者本人確認書類として次の書類の提示または写しの添付が必要です。

▶個人番号カードをお持ちの方

- 個人番号カード
(写しの場合は表と裏の両面)



▶個人番号カードをお持ちでない方

- 番号確認書類
通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写し
- 身元確認書類
運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、年金手帳、在留カード、身体障害者手帳などのいずれか1つ

確定申告の会場の開設

足利税務署・☎413151

会場 同署(伊勢町四丁目)

期間 2月16日(火)～3月15日(月)

※土・日曜日、祝日を除く。

※主に公的年金受給者を対象に、

期間前から相談をお受けします。

時間 午前8時30分～午後4時

※相談は午前9時開始。

※申告書の提出は午後5時まで。

お願い 内容が複雑な場合は、

午後3時までにお越しください

▼密を作らないために

▽会場の混雑緩和のため『入場

整理券』が必要です

▽整理券は同署1階で当日配付。

スマートフォンアプリ『L I

N E』でも事前発行予定

※配付状況に応じて、後日の来

場をお願いする場合があります。

▼密を避けるために

ご自宅からスマートフォン

やパソコンでe-Tax^{イタタクス}を利用

すると効果的です。作成手順は、

YouTube

の動画でわか

りやすく説明

しています!



税理士による無料電話相談

税理士会足利支部・☎56116

日時 2月3日(水)／午前9時30

分～正午、午後1時～4時

連絡先 市内の税理士事務所

内容 少額な確定申告の相談

※本年は新型コロナウイルス感

染防止のため、電話相談のみ。

相談方法 最寄りの税理士事務

所に電話

スマートフォン決済アプリで県税が納付できます

安足県税事務所

☎0283・231411

開始時期 1月から

対象となる県税 自動車税種別

割、不動産取得税など

対応アプリ Pay Pay、L

I N E P a y

※税額が30万円以下のバーコー

ドが印字された納付書に限る。

※決済手数料無料。ただし、別

途通信費が必要。

※領収証書や自動車税種別割納

税証明書は発行不可。必要な方

は、コンビニや金融機関、県税

事務所まで納付してください。